

～令和8年度 居住費・食費の軽減の手続きについて～

介護保険負担限度額認定は、①②の要件を全て満たす方が対象になります。

対象となる方は申請書に必要書類を添付し、窓口への提出または郵送での申請をしてください。

- ① 住民票上の世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が令和8年度の市民税が非課税※1
- ② 預貯金等の資産が各段階における基準額以下※2

負担段階	収入等		預貯金等基準額※4
第1段階	- 生活保護受給者 - 世帯全員（別世帯の配偶者含む）が市民税非課税で老齢年金受給者		単身 1,000 万円以下 夫婦 2,000 万円以下
第2段階	世帯全員（別世帯の配偶者含む）が市民税非課税	前年の年金収入等※3が 82.65 万円以下	単身 650 万円以下 夫婦 1,650 万円以下
第3段階①		前年の年金収入等が 82.65 万円超～120 万円以下	単身 550 万円以下 夫婦 1,550 万円以下
第3段階②		前年の年金収入等が 120 万円超	単身 500 万円以下 夫婦 1,500 万円以下

※1 世帯内に市民税未申告の方がいる場合は、課税課にて申告をしていただいてから判定を行います。

※2 第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方は、段階にかかわらず預貯金等の要件は、
単身 1,000 万円以下・夫婦 2,000 万円以下となります。

※3 公的年金等収入額（非課税年金を含む）+その他の合計所得金額

必要書類

・同意書（申請書裏面）

本人氏名および配偶者氏名の記入が必要です。

・本人および配偶者名義のすべての通帳等の写し

銀行名・支店・口座番号・口座名義人がわかるページ、直近2ヶ月以内に記帳した残高がわかるページ、定期預金のページ。

・年金額がわかるものの写し

年金が振り込まれている通帳のページ、遺族年金や障害年金を受給している方は受給証書等。

・有価証券・投資信託等の証書や価格評価がわかるものの写し

※生活保護受給者は、添付書類は必要ありません。

※この申請書における「配偶者」は、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。

提出先

窓口：本庁高齢福祉課、西那須野庁舎社会福祉課福祉担当、塩原庁舎市民課市民福祉担当、常根出張所

郵送：〒325-8501 栃木県那須塩原市共壑社 108-2 那須塩原市役所高齢福祉課介護認定係

提出期限

遅くとも施設利用月の月末までに申請してください。

（認定の要件を満たしている場合、申請月の1日から有効期限の認定証が交付されます。）

～注意事項～ ※裏面もご確認ください。

※虚偽の申請により不正に介護保険負担限度額認定(特定入所者介護サービス費)等の支給を受けた場合は、支給金の返金と加算金を求めることになります。

※軽減を受けられるのは、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院への入所やショートステイを利用される場合のみです。デイサービス等での食費は軽減されません。

※申請受付後の負担限度額認定証の送付先は、原則、申請者の住所地とさせていただきます。

◎必要書類について

申請書には必ず通帳等の写しが必要です。以下のようにコピーをとってください。

(通帳の原本をお持ちいただければ市役所でコピーをとることも可能です。)

A	B	C	D	E	F	G	H	I															
通帳表紙裏面 口座名義 ナシオ ハナコ 様 店番号 123 口座番号 1234567 〇〇銀行 △△支店 行〇 支〇 印 ※複数の口座がある場合には、その全ての写しが必要です。 ※配偶者がいる場合には、配偶者の通帳の写しも必要です。 銀行名・支店名・口座番号・名義の分かるページ 全て分かる場合は表紙でも可です。																							
最終記帳ページ 普通預金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>摘要</th> <th>お支払金額</th> <th>お預かり金額</th> <th>差引残額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28-07-03</td> <td>繰越</td> <td></td> <td></td> <td>¥1,240,000</td> </tr> <tr> <td>28-07-21</td> <td>利息</td> <td></td> <td>¥3</td> <td>¥1,240,003</td> </tr> </tbody> </table> できるだけ最新の日付前に記帳をしてください									年月日	摘要	お支払金額	お預かり金額	差引残額	28-07-03	繰越			¥1,240,000	28-07-21	利息		¥3	¥1,240,003
年月日	摘要	お支払金額	お預かり金額	差引残額																			
28-07-03	繰越			¥1,240,000																			
28-07-21	利息		¥3	¥1,240,003																			

◎預貯金等について

資産性があるもの、換金性が高いもの、かつ価格評価が容易なものを試算勘案の対象とし、価格評価を確認できる書類の入手が容易なものについては添付を求めることになります。

例	対象可否か	確認方法
預貯金（普通・定期・定額・積立）	対象	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し) 預金証書の写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	対象	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	対象	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	対象	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
現金（借入金・住宅ローン残高） ※事業用に関するものは対象外	対象	自己申告 借用証書など残高が明確に分かるもの
生命保険	×	
住宅・自動車	×	
貴金属・高額品	×	

◎申請前に再度ご確認ください。

- ☐ 申請書の必要事項記入
- ☐ 申請書裏面の同意書の記入
- ☐ 預金通帳の裏表紙（口座情報等がわかるページ）のコピー
- ☐ 直近2ヶ月以内の最終残高がわかるページのコピー
※年金振込口座の場合は、直近の年金振込がわかるページのコピー
- ☐ 定期預金のページのコピー